

議案第 13 号

八幡浜市社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市社会体育施設条例の一部を改正する条例

八幡浜市社会体育施設条例（平成 22 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前																
(名称及び位置) 第 2 条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	(名称及び位置) 第 2 条 社会体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>松柏体育館 松柏グラウンド</td><td>八幡浜市松柏甲 7 3 5 番地</td></tr><tr><td>川上体育館 川上グラウンド</td><td>八幡浜市川上町川名津甲 3 0 5 番地</td></tr><tr><td>双岩小体育館</td><td>八幡浜市若山 3 番耕地 1 6 7 番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		松柏体育館 松柏グラウンド	八幡浜市松柏甲 7 3 5 番地	川上体育館 川上グラウンド	八幡浜市川上町川名津甲 3 0 5 番地	双岩小体育館	八幡浜市若山 3 番耕地 1 6 7 番地	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>松柏体育館 松柏グラウンド</td><td>八幡浜市松柏甲 7 3 5 番地</td></tr></tbody></table>	名称	位置	(略)		松柏体育館 松柏グラウンド	八幡浜市松柏甲 7 3 5 番地
名称	位置																
(略)																	
松柏体育館 松柏グラウンド	八幡浜市松柏甲 7 3 5 番地																
川上体育館 川上グラウンド	八幡浜市川上町川名津甲 3 0 5 番地																
双岩小体育館	八幡浜市若山 3 番耕地 1 6 7 番地																
名称	位置																
(略)																	
松柏体育館 松柏グラウンド	八幡浜市松柏甲 7 3 5 番地																
(利用の制限) 第 5 条 教育委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。 (1) 営利を目的とすると認められるとき。 <u>ただし、市内の地域クラブ（小・中学生が所属する地域スポーツ活動及び地域文化活動を行う団体をいう。）が練習、試合等で利用する場合は、この限りでない。</u> (2)～(5) (略)	(利用の制限) 第 5 条 教育委員会は次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないものとする。 (1) 営利を目的とすると認められるとき。 (2)～(5) (略)																

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定める施設使用料（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。

ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、前納によらないで納付することができる。

別表

施設使用料			
施設名	区分	使用料	
磯崎体育館 大島体育館 喜木津体育館 舌田体育館 双岩体育館 双岩小体育館 青石体育館 愛宕体育館 松柏体育館 日土東体育館 川上体育館	全面利用	1時間につき 200円	
保内中央体育館	体育室	全面利用	1時間につき 300円
		二分の一面以下使用	1時間につき 150円
	第1・第2格技場	全面利用	1時間につき 100円
		一面使用	1時間につき 50円
日土東グラウンド 青石グラウンド 愛宕グラウンド 松柏グラウンド 川上グラウンド	全面利用	無料。ただし、夜間照明施設を使用する場合は、1回につき2,100円	

備考

1～4 (略)

5 八幡浜市に住所を有しないものが利用する場合は、使用料の10割の額を加算する。

6 八幡浜市に住所を有しないものが、夜間照明施設を利用せずにグラウンドを使用する場合は、1回につき500円を徴収する。

7 移動式空調設備を利用する場合の使用料は、1台1時間につき100円とする。

(使用料)

第7条 社会体育施設の使用料は、無料とする。ただし、照明施設を利用する場合は、別表に定める照明施設使用料（以下「使用料」という。）を前納しなければならない。

ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、前納によらないで納付することができる。

別表

照明施設使用料			
施設名	区分	使用料	
磯崎体育館 大島体育館 喜木津体育館 舌田体育館 双岩体育館 青石体育館 愛宕体育館 松柏体育館	全面利用	1時間につき 150円	
日土東体育館	全面利用	1時間につき 320円	
保内中央体育館	体育室	全面利用	1時間につき 320円
		二分の一面以下使用	1時間につき 150円
	第1・第2格技場	全面利用	1時間につき 50円
		一面使用	1時間につき 30円
日土東グラウンド 青石グラウンド 愛宕グラウンド 松柏グラウンド	全面利用	1回につき 2,100円	

備考

1～4 (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八幡浜市社会体育施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

令和 8 年 4 月 1 日から、神山小学校、川上小学校及び双岩小学校を統合し、八幡浜南小学校を新設すること並びに部活動地域展開の促進に伴い、所要の改正を行うため。

